

令和5年11月20日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1C00010	常用発電設備2年年次点検役務	島松駐屯地	6.2.29	5.11.20	5.12.4 1000	5.12.4 1000	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)は問わない。	

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先

〒061-1393

北海道恵庭市西島松308番地 島松駐屯地

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課

TEL: 0123-36-8611 (担当: 第1契約班 森川 内線: 5340)

FAX: 0123-36-8719

※ 原価計算課から市場調査価格の依頼があった場合は、確実なご協力をお願いします。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物 品 番 号	仕 様 書 番 号
	NW-Z210020A
	防衛大臣承認
	令和 年 月 日
	作 成
	令和2年10月15日
	変 更
	令和5年11月13日
	作成部隊等名
	北 海 道 補 給 処

常用発電設備 2 年年次点検役務

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する常用発電設備 2 年年次点検役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002Qの1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002Q陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務対象品の設置場所

役務対象品の設置場所は、北海道恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処整備部 第2装軌工場

2.2 常用発電設備 2 年年次点検役務実施場所

外注役務実施場所は、図1による。

2.2.1 常用発電設備 2 年年次点検役務実施要領

常用発電設備 2 年年次点検役務は、契約の相手方の責任において完全に実施するものとし、実施要領は、附属書 A による。

2.3 常用発電設備 2 年年次点検役務の要領

2.3.1 常用発電設備

常用発電設備は、表1のとおりとする。

表 1

No.	品 名	単 位	数 量
1	三菱重工 (株) 製 デイジーゼル機関 SU-PTA (株) 日立製作所 製 1062.5KVA同期発電機	セット	1

2.4 使用材料

常用発電設備 2 年年次点検役務に必要な測定器等は、契約の相手方が準備するものとする。

2.5 外観

常用発電設備 2 年年次点検役務後の外観は、使用上有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、各部の機能が良好なものとする。

3 品質保証

3.1 検査など

役務後の試験などは、官側立会のうえ、提出書類を確認し外観・機能検査後に引き渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

常用発電設備2年年度点検役務に伴う品質保証期間は、検査合格の日から、1年間とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類など

提出書類などは、表2によるものとし、これ以上の書類を必要とする場合及び細部については契約担当官等の指示による。

表2—提出書類

No.	提出書類	部数	提出時期	備考
1	承認用書類	2	契約後速やかに	様式随意
2	役務工程表	1	契約後速やかに	様式随意
3	作業記録（役務完了調書）	2	各日の作業終了後	様式/お、図2による。
4	役務打合簿	1	その都度	様式随意
5	年次点検後報告書類	2	役務完了後速やかに	様式随意
6	点検状況写真 （実施前、実施中、実施後） カラーサービズ版 （アルバム綴）	1	役務完了後速やかに	撮影場所は監督官の指示による。

4.2 駐屯地への立入り要領など

駐屯地への立入り要領は次による。

a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。

b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。

c) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は契約担当官等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

4.3 電気など

電気及び水の使用に関しては有料とする。

4.4 秘密保全など

秘密保全などは、次による。

a) 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

4.5 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

4.7 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は、官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設などに損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならぬ。
- d) 契約について第三者に請け負わせる場合は、「入札及び契約心得」で定める「下請負承認申請書」を契約担当官に提出し、承認を受けるものとする。

常用発電設備点検役務場所

図 1

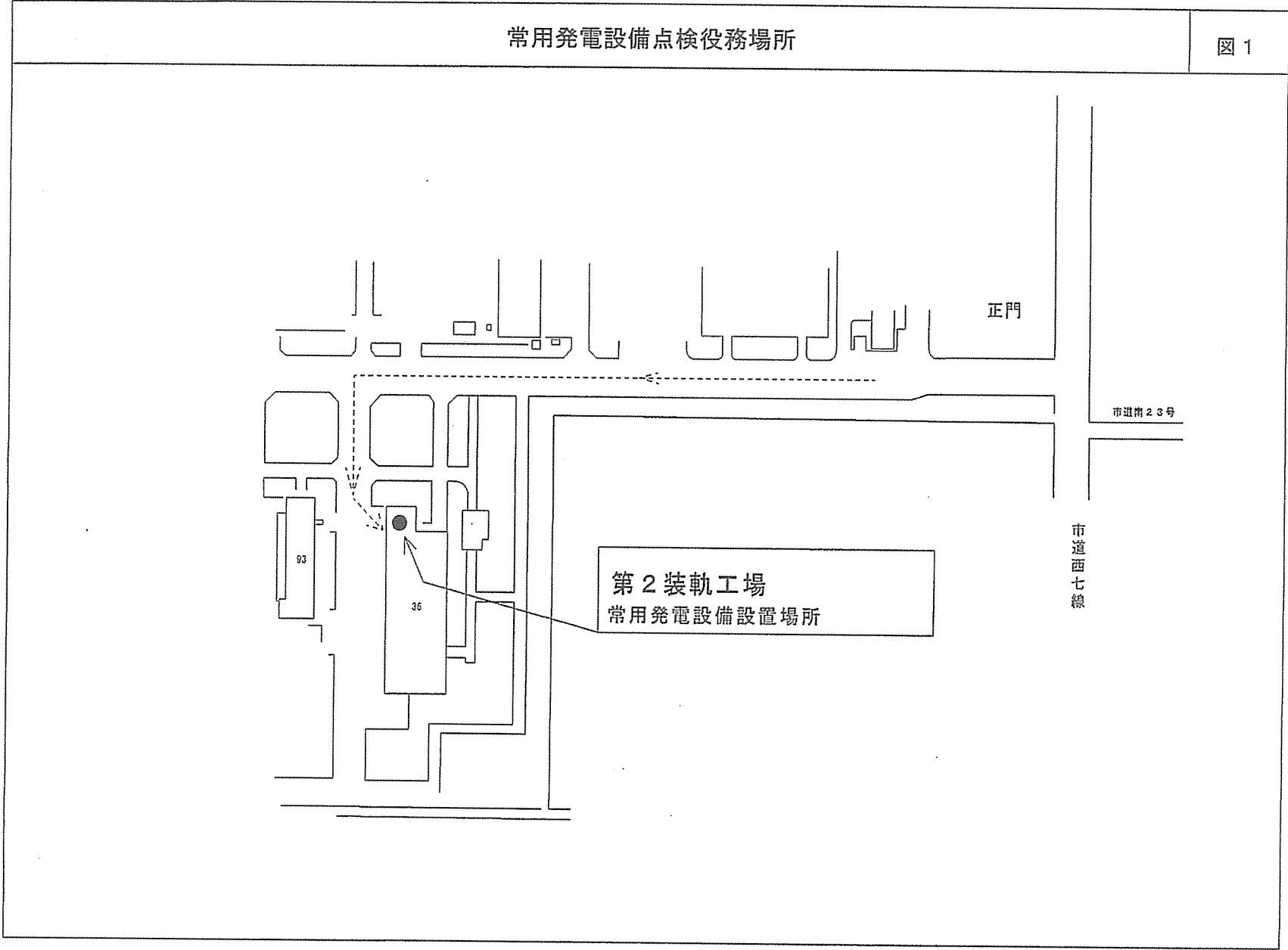


図 1 一外注役務実施場所施設配置図

作業記録（役務完了調書）			
実施年月日		検査官	監督官
契約業者名			
実施場所			
作業内容			
作業細部	実施時間	実施者名	必要事項又は所見

図 2 ー 作業記録（役務完了調書）

附属書 A (規定)

常用発電設備 2 年年次点検役務要領

A. 1 適用範囲

この附属書は、本体の 2.2. 1 に基づき、整備要領について規定する。

A. 2 常用発電設備 2 年年次点検役務要領

役務は、別紙、常用発電設備 2 年年次点検項目表により点検等を行い報告するものとする。

A. 3 常用発電設備 2 年年次点検役務に伴う発生材の処置要領

常用発電設備 2 年年次点検役務に伴う発生材は、契約の相手方の責任に於いて処置を行うこと。

常用発電設備 2 年年次点検項目表

連番	項 目	内 容
1	発電機点検	a) 本体点検 b) 運転状態点検 c) 接地線点検 d) 絶縁抵抗測定 e) 接地抵抗測定及び、接地極の接地抵抗測定
2	発電機制御盤点検	a) 本体点検 b) 運転状態点検 c) 接地線点検 d) 絶縁抵抗測定 e) 接地抵抗測定及び、各種接地極の接地抵抗測定
3	遮断器点検	a) 本体点検 b) 運転状態点 c) 真空バルブの点検 d) 接地線点検 e) 絶縁抵抗測定
4	保護継電器点検	a) 本体点検 b) 運転状態点検 c) 各保護継電器の動作確認 d) 各保護継電器の復帰試験 e) 各保護継電器のシーケン試験
5	開閉器点検	a) 本体点検 b) 運転状態点検 c) 接地線点検 d) 絶縁抵抗測定
6	計測器点検	a) 本体点検 b) 運転状態点検
7	配線ケーブル点検	a) 本体点検 b) 絶縁抵抗測定